

介護保険適用除外 該当 ・ 非該当 届

記入例

組合員番号		0	1	2	3	4	5	6	7	組合員氏名		共済 太郎	
区 分		氏 名		生年月日		該当・非該当日		事 由					
組合員	○	該当	共済 太郎	昭和 平成	2年10月6日	令和 ○年7月1日		○	国内に住所を有しなくなった				
									国内に住所を有しないときに40歳となった				
		適用除外施設(障害者支援施設等)に入所した											
		短期滞在者(在留資格3か月未満)											
被扶養者		非該当							国内に住所を有するに至った				
									適用除外施設(障害者支援施設等)を退所した				
		短期滞在者(在留資格が3か月を超えた)											
		該当		昭和 平成	年 月 日	令和 年 月 日			国内に住所を有しなくなった				
									国内に住所を有しないときに40歳となった				
		適用除外施設(障害者支援施設等)に入所した											
		短期滞在者(在留資格3か月未満)											
		非該当							国内に住所を有するに至った				
									適用除外施設(障害者支援施設等)を退所した				
		短期滞在者(在留資格が3か月を超えた)											
上記のとおり届け出ます。 令和 ○ 年 7 月 3 日 東京都職員共済組合理事長 殿 届出者 住 所 アメリカ合衆国カリフォルニア州△△-×× 氏 名 共済 太郎 自署又は印													
上記のとおり相違ないものと認めます。 令和 ○ 年 7 月 3 日 東京都職員共済組合理事長 殿 届出者 所属所名 東京都○局××部 所属所長職氏名 部長 ○○ ○○ (公印省略)													
所属・担当者氏名 ○○部○○課○○係(担当) 千代田 花子 電話番号 (03)5321-1111 (11-111)													

【添付書類】(添付書類はコピー可)

適用除外該当届の添付書類		適用除外非該当届の添付書類	
日本に住所を有しない場合	住民票(除票)	日本に住所を有した場合	住民票
施設に入所した場合	施設入所証明書	施設を退所した場合	施設退所証明書
在留資格3か月未満の場合	在留資格が確認できるもの	在留資格が3か月以上になった場合	在留資格の延長が確認できるもの

【提出先】 東京都職員共済組合事務局管理部会計課出納担当

- 住民票を転出し海外に居住することになったとき、海外居住中に40歳になったとき、適用除外施設(障害者支援施設等)に入所したとき、在留資格が3か月未満のときは、「介護保険適用除外該当届」を提出してください。
(赴任、配偶者同行休業等であっても住民票を国内に残したままの場合は、適用除外には該当しない。)
- 海外居住を終え住民票を転入したとき、適用除外施設(障害者支援施設等)を退所したとき、在留資格が3か月以上になったときは、「介護保険適用除外非該当届」を提出してください。
- 任意継続組合員は、所属長の証明は不要です。
- 介護保険の適用除外該当は、適用除外該当日の属する月からとなります。(掛金免除)
- 介護保険の適用除外非該当は、適用除外非該当日の属する月からとなります。(掛金支払)